

# 訪問入浴介護事業所清谿園運営規程

社会福祉法人恵心会は、下記の運営規程によって、訪問入浴介護事業所を経営する。

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵心会が開設する訪問入浴介護事業所及び介護予防訪問入浴介護事業所清谿園（以下「事業所」という。）は、介護保険者の理念に基づくと共に、高齢者が自立した生活を送れるよう介護が必要な者に対して、訪問入浴の支援を行い、又状態の軽減。悪化を防止することを目的とする。

## (運営方針)

### 第2条

1. 本事業は、利用者の人格と能力を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。
2. 利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して入浴による身体介護、その他の生活を援助する。
3. 訪問入浴を行う職員は、知識、技術、接遇等々の資質向上に努める。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称を「訪問入浴介護事業所清谿園」（以下「事業所」）と称する。

## (事務所の設置)

第4条 事業所は、鹿児島市山田町3801番地に事務所を設置する。

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、職員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名以上 (常勤兼務)
2. 介護職員 4名以上 (常勤1名以上サービス提供責任者、非常勤)
3. 看護師 3名以上 (常勤1名以上、非常勤2名以上)

原則として、看護職員1名及び介護職員2名をもって訪問入浴介護の提供に当たる。

4. 但し、利用者の身体状況が安定しているなど、入浴により利用者に異常が起こる可能性がないと認められる場合においては、医師の意見を確認した上で、看護師に代えて介護職員をあてることができる。

## (営業日及び営業時間)

### 第6条

1. 営業日は、基本的に年中無休営業とする。
2. 営業時間は、午前8時から午後5時までとする。

(訪問入浴介護の内容及び利用料等)

#### 第7条

1. 利用者の選択は、居宅介護支援事業者からの介護計画に基づき、サービス提供を行う。
2. 事業者は利用者の被保険証及び介護認定書の提出により、介護サービスを受ける資格があることを確認する。
3. 事業所は、利用者の身体的病歴、病状等の把握を行った上でサービス提供を行う。
4. 事業所は、訪問入浴に際し、利用者やその家族に対して、訪問入浴の日時、場所、サービス内容、利用料金、提供の方法等の説明を行い、同意を得るものとする。
5. 訪問入浴は、家族の介護の軽減と利用者の清潔保持の為に行うと共に精神的解決にもあたる。
6. サービスの提供を行うごとに、器具等は消毒したものを使用する。
7. 正当な理由以外に利用の為のサービス提供を拒んではならない。
8. 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。
  - (1) 訪問入浴介護
  - (2) 清拭又は部分浴
9. 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 この事業の通常の実施地域は、鹿児島市（旧桜島町、旧吉田町、旧郡山町を除く）とする。

(その他の費用)

第9条 通常の実施地域を越えて行う訪問入浴に要した交通費についても、その実費は徴収しない。

(サービスにあたっての留意事項)

#### 第10条

1. 利用者又はその家族は、病状等や体調異変、異常及び食事摂取時間等については事業者に対し正しく伝えることとする。
2. 訪問入浴の実施日時に変更の希望がある場合には、速やかに事業者へ届けなければならない。

(衛生管理)

#### 第11条

1. 訪問入浴に使用する備品を清潔に保持し、サービス提供ごとに消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 従業者などは、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第12条 訪問入浴実施時に緊急事態が発生した場合、速やかに利用者本人の主治医、又は協力医療機関に連絡を取りその指示を仰ぐものとし、管理者及び、関係各機関に連絡報告をする。

(秘密保持)

第13条

1. 事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。
3. 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第14条

1. 提供した訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。
2. 事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. 事業者は提供した訪問入浴介護に関し、規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
5. 事業者は、提供した訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
6. 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第15条

1. 利用者に対する訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
3. 利用者に対する訪問入浴介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第16条

1. 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイダンス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2. また、個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(サービス提供の記録の記載)

第17条 訪問入浴介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を書面に記録を行い完結の日より5年間保管する。

(訪問入浴介護職員の研修)

第18条 訪問入浴介護職員の資質向上の為の研修の機会を社会福祉法人恵心会の定める職員研修規定に基づき設けるものとし、また、その為の業務体制を整備する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 ご利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- ④上記の措置を適切に実施するため、担当者を置く。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延防止のための措置)

第21条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する事。

(就業環境の確保)

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人恵心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。
3. この規程の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
4. この規程の一部改正は、平成19年11月1日から施行する。
5. この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
6. この規程の一部改正は、平成26年3月1日から施行する。
7. この規程の一部改正は、平成27年8月1日から施行する。
8. この規程の一部改正は、令和元年12月1日から施行する。
9. この規程の一部変更は、令和6年1月1日から施行する。